

裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が平成30年（2018年）4月17日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成26年（2014年）2月28日、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。
- 2 平成29年（2017年）9月22日、審査請求人は、処分庁に対し、老齢基礎・老齢厚生年金の未支給年金が判明して、同年9月15日に1,864,483円受領し、また同年10月以降の金額については判明次第報告するとの申出を行った。これに対し処分庁が、受領した未支給年金については法第63条に基づき、原則として返還となることを説明したところ、審査請求人は、熊本地震により家電製品等が壊れたため買替えを希望すると申し出た。処分庁は、認められるかどうかは検討が必要であり、まずは見積書を提出するよう説明した。
- 3 平成29年（2017年）10月2日、審査請求人は、処分庁に対し、自立更生費として控除を求める物品の見積書を提出した。また、審査請求人は、今回提出した見積書以外に棚や納骨壇などの購入を希望しており、納骨壇については、将来、審査請求人自身が無縁仏となってしまうことを心配しており、不安で眠れない状態であるた

めお願いしたいと申し出た。処分庁は、審査請求人に対し、それらの控除を検討するために見積書を提出するよう説明した。

4 平成29年（2017年）10月6日、処分庁は、審査請求人宅を訪問し、熊本地震で壊れた家具や家電製品などの確認を行った。

5 平成29年（2017年）11月2日、審査請求人は、処分庁に対し、棚及び納骨壇購入に係る見積書を提出した。

6 平成29年（2017年）11月28日、処分庁は、審査請求人から、年金振込通知書及び追加の家電製品の見積書を受理した。処分庁は、同年12月支給分の年金（同年10月分及び11月分の年金）から収入認定し、それ以前の支給分については、法第63条の適用により処理することにした。

7 平成29年（2017年）12月19日、処分庁は、償還金検討会議を開催し、審査請求人が受領した金額に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）の適用によって支給される部分（以下「時効特例給付分」という。）が含まれている可能性があるため、詳細を調査することとした。同年12月22日に処分庁は年金調査を実施し、時効特例給付分 5
17, 486円（平成19年（2007年）11月～平成24年（2012年）5月分）及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）によって支給される遅延特別加算金22, 769円が含まれていることが判明した。

8 平成30年（2018年）1月17日、処分庁は、償還金検討会議を開催し、平成24年（2012年）6月分から平成29年（2017年）9月分までについて遡及して支給された年金（以下「遡及年金分」という。）1, 368, 749円と平成29年（2017年）10月から平成30年（2018年）1月分の扶助費331, 150円の合計1, 699, 899円を返還対象額とし、保護開始から平成30年（2018年）1月まで支給した保護費が1, 920, 000円を超えており、これを返還対象額が下回るため、1, 699, 899円を要返還額と認定した。

その上で、要返還額から控除する自立更生費について、本来であれば、年金の遡及受給の場合は自立更生費を認めることができないが、エアコンや冷蔵庫など熊本地震により破損した生活用品の買替え費用については、必要最小限の額を認定するとし、合計825, 112円を自立更生費と認定した。そして要返還額から当該自立更生費

を控除した額874,787円を返還請求額と決定した。

なお、納骨壇購入費用については、熊本地震で破損したものではなく、新規での購入であり自立更生費としては認められないとした。

9 平成30年（2018年）2月8日、処分庁は、審査請求人からの「納骨壇の購入費用を自立更生費として認められないか」との質問に対して、年金の遡及受給に伴う返還金においては、本来自立更生費の控除は認められていないが、地震により家具、家電製品を買い替える場合には、家庭訪問で破損状況を調査の上、特別に認めているところであり、今回の納骨壇は新規で購入するものであるため控除は認められないことを説明した。

10 平成30年（2018年）2月28日、審査請求人は、処分庁に対し、納骨壇購入費用200,000円を自立更生費として認めるよう再検討を依頼した。

11 平成30年（2018年）3月29日、処分庁は、審査請求人に対し、再度検討したが、納骨壇の購入費用については、自立更生費として控除は認められない結論になったことを説明した。



審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は死亡後入る墓がないことが頭から離れず、夜も眠れない時がある。納骨壇の購入は、審査請求人にとっては、死後の不安を解消し、健康や精神的安定を得るために極めて大切な必需品であり、申請した納骨壇購入費用は最低限のものである。処分庁の判断は法第3条の「健康で文化的な生活」を狭く解釈し、審査請求人の憲法13条の幸福追求権を侵害している。

また、熊本地震被災者への義援金、生活再建支援金などの受領に伴う費用返還における自立更生費の算定では、墓がなかった被災者に対して新たな納骨壇や樹木葬などの費用が認められており、熊本地震で破損したものではないからとの処分庁の判断は、合理的でない。

審査請求人は納骨壇の購入費を生活保護費の中から捻出するのは困難であり、自立更生費として、家電製品や家具などの生活必需品だけでなく、審査請求人の精神的安定を考慮して納骨壇購入を認め、年金遡及分から控除すべきである。よって、本件処

分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

年金の遡及受給にかかる自立更生費の認定については、国の通知により運用が定められている。その主旨は、定期的に支給される年金の受給額が全額収入認定されることを考慮すると、適正に裁定請求を行った被保護者には自立更生費の認定の余地がないのに対して、裁定請求が遅れた被保護者には自立更生費の認定が可能なことは、制度上公平性を欠くことから、年金遡及受給については原則として全額を返還対象とすることとしたものである。ただし、「真にやむを得ない場合」で「原則として事前に相談があった場合」には、「福祉事務所として慎重に必要性を検討した」上で検討の余地があるとしている。

本件については、平成29年（2017年）9月22日に審査請求人から年金の遡及受給について報告を受けた際、原則として全額返還となることを説明した上で、同年11月2日に納骨壇の見積書の提出を受けた。その後、平成30年（2018年）1月17日に自立更生費について検討した結果、納骨壇は生活必需品ではなく、熊本地震で破損したものではない。また、一般的に普及しているものでもなく、それがなければ健康上の支障をきたす可能性があるものでもないため、自立更生費としては認められないとの結論に至ったものである。

以上のことから、年金遡及受給の自立更生費として納骨壇の購入は認めることができないと判断した。よって、本件審査請求には理由がないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」としている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」としている。

(3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年(2012年)7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。

以下「課長通知」という。)の記の1は、法第63条に基づく費用返還の取扱いについて定めており、記の1の(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とする」が、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、控除の範囲のひとつとして「④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」を挙げている。ただし、「⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと」ともしている。

(4) そして、課長通知の記の1の(2)は、遡及して受給した年金收入に係る自立更生費の取扱いについて定めている。「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、通常の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、「厳格に対応することが求められる。」とし、具体的な取扱いを次のとおり定めている。

ア 課長通知の記の1の(2)の(ア)は、保護の実施機関が、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり、遡及して年金を受給した場合に、「① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること」、「② 当該費用返還額は原則として全額となること」、「③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」を説明することとしている。

イ 課長通知の記の1の(2)の(イ)は、「原則として遡及受給した年金收入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」としている。

ウ 課長通知の記の1の(2)の(ウ)は、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受



給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」としている。

- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する」としている。
- (6) 「生活保護問答集について」（平成21年（2009年）3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「問答集」という。）問13-18は、費用返還請求の消滅時効の開始時期について、「返還請求権の消滅時効期間は5年間（地方自治法第236条）なので、実際に当該請求権を行使する日（法第63条に基づき返還額の決定をする日）前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない」としている。
- (7) 「生活保護受給者の『年金記録問題』への対応について」（平成19年（2007年）12月28日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「事務連絡」という。）の記の2は、年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者及び新たに年金受給資格を得られる被保護者への対応について定めている。
ア 事務連絡の記の2の（1）は、遡及して支給された年金のうち、5年以内の年金について、「法第63条に基づく費用返還請求の対象となる。（法第63条による費用返還が決定された日から遡って5年間分の保護費相当分が対象。なお、原則として全額が返還対象になるが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合においては、一部返還額を控除しても差し支えない）」としている。
イ 事務連絡の記の2の（2）は、遡及して支給された年金のうち、5年以上前の年金について、「法第63条による返還対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこと」としている。
- (8) 問答集問13-2は、扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例について定めており、「遡及変更の限度は3カ月程度と考えるべき」とする。また、「既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の（8）により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる」とするが、「この取扱いは、遡及変更が3

カ月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたもの」とし、「この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである」としている。

2 審査請求人が受領した収入と返還額の算定について

- (1) 本件においては、審査請求人が受領した収入を次の2つに分けて返還額を算定する必要がある。

(ア) 遷及年金分（平成24年（2012年）6月分から平成29年（2017年）9月分の年金分）

これは、事務連絡の記の2の（1）の「遷及して支給された年金のうち、5年以内の年金」であり、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる。

この分の返還対象となる福祉事務所支弁額は、資力発生時点である年金受給権発生時点（平成24年（2012年）6月）が保護開始日（平成26年（2014年）2月28日）以前であるため、課長通知の記の1の（2）の（ウ）により、保護開始日以降に支給された保護費の額となる。なお、本件処分日は保護開始日以降5年を経過していないため、地方自治法第236条による消滅時効にかかる分はない。

(イ) 時効特例給付分及び遅延特別加算金（以下「時効特例給付分等」という。）

時効特例給付分及びこれに上乗せして支給される遅延特別加算金は、事務連絡の記の2の（2）により、本来はこれらの支給月である平成29年（2017年）9月に収入認定すべきであるが、本件処分が行われたのが平成30年（2018年）1月17日であり、遷及変更の限度とされる3カ月を過ぎているため、問答集問13-2に基づき、法第63条により処理すべきである。

よって、時効特例給付分等についての資力発生時点は、その支給月（平成29年（2017年）9月）であり、返還対象となる福祉事務所支弁額はそれ以降に支給された保護費の額となる。

- (2) 上記（1）のとおり、結果として、(ア)の遷及年金分と(イ)時効特例給付分等はどちらも法第63条による返還対象となるが、その性質は異なるものである。

3 自立更生費の認定について



(1) 遷及年金分の返還金に係る自立更生費の認定

ア 課長通知記の1の(2)には、「年金を遷及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮」し、通常の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、「厳格に対応することが求められる」とし、「真にやむを得ない理由」によるものか、「慎重に必要性を検討すること」としている。

「真にやむを得ない理由」があり自立更生費として認定するか否かは、福祉事務所が、事案ごとに諸般の事情を考慮してその裁量により決定する。

イ 本件において、処分庁は、平成29年(2017年)9月22日に審査請求人から遷及して年金の支給を受けたとの申出を受け、その中から一部を自立更生費として控除を求めるためには、見積書の提出が必要であることを説明し、後日、熊本地震によって使用不能となった下駄箱、食器棚などの家具製品、エアコン、炊飯器、冷蔵庫などの家電製品、自転車等の見積書を受領した。また、同年11月2日、審査請求人から、追加で自立更生費の控除を求めるために、棚と納骨壇購入の見積書を受理、納骨壇については、将来、審査請求人自身が無縁仏となってしまうことを心配しており、不安で眠れない状態であるためお願いしたいとの申出を受けた。

そして、処分庁は、同年10月6日に審査請求人宅を訪問し、熊本地震後に壊れた家具、家電製品についての調査を行い、棚やタンスなどは割れたり開け閉めができない状態となっていること、また、エアコンや洗濯機などが壊れていることを確認した。

ウ 平成30年(2018年)1月17日、処分庁は、調査結果を踏まえ、償還金検討会議を開催して、自立更生費として控除すべき品目について検討している。

検討に当たって処分庁は、審査請求人宅を訪問し、熊本地震により破損した生活用品については、使用不可能な状態であることや、以前から使用していた家電製品等と同程度の物を買い替えることを確認し、審査請求人の自立更生のため充てられる必要最小限度の額を認めることとした。一方、納骨壇の購入費用は、課長通知記の1の(2)に照らし、真にやむを得ない理由に当たるか総合的に検討した結果、熊本地震で破損したものではなく、新規購入であること

比
熊
知

などから自立更生費としては認められないと判断した。

エ 以上のことから、処分庁は、審査請求人から自立更生費の要望があった全ての品目について、課長通知に基づき、「真にやむを得ない理由」があるか否か、調査を行い十分検討した上で本件処分を行っており、遡及年金分の返還金に係る自立更生費の認定について、処分庁に裁量権の濫用があるとは認められない。

(2) 時効特例給付分等の返還金に係る自立更生費の認定

ア 時効特例給付分等の返還金に係る自立更生費の認定は、課長通知の記の1の(2)ではなく、課長通知の記の1の(1)に基づき行うべきである。

具体的には、課長通知の記の1の(1)の③「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」として認定するか否かを検討する必要がある。

時効特例給付分等は、2(2)のとおり、本来は支給月（平成29年（2017年）9月）において収入認定の処理を行う取扱いとされているものであり、資力発生時点はこの支給時点であるから、支給時点での一時的な収入とみるべきである。

イ これに関して、処分庁は、自立更生費の認定において、時効特例給付分等についても、遡及年金と同様に、課長通知の記の1の(2)に基づき検討を行つた。しかし、時効特例給付分等は遡及年金とは異なり、一時的な収入とみなされることから、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮」して検討を行つたことは適当とはいえない。

(3) したがつて、処分庁は、上記(1)の遡及年金分については、課長通知の記の1の(2)に基づき、適切に自立更生費の検討を行つているが、上記(2)の時効特例給付分等については、課長通知の記の1の(1)に基づく検討を行つていない。

よつて、本件処分は必要な手続きを一部欠いており、不当であると認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年（2019年）3月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

